

# 地球温暖化対策実行計画

令和元年 10 月

(令和 7 年 4 月改定)

伊予消防等事務組合

## 目 次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 基準年度・計画期間・目標年度
- 4 対象範囲
- 5 対象とする温室効果ガス
- 6 計画で用いる排出係数等について

### 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガス排出量
- 2 要因別の排出状況
- 3 組織別の排出状況
- 4 削減目標

### 第3章 具体的な取組

- 1 財やサービスの使用に当たっての取組
- 2 財やサービスの購入に当たっての取組
- 3 廃棄に当たっての取組
- 4 建物（聖浄苑）改築に当たっての取組

### 第4章 推進と点検・評価体制

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直し体制
- 3 実施状況等の公表

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予想されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内に留めるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2025（令和7）年2月18日、地球温暖化対策計画が閣議決定され、地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2021年10月22日に閣議決定した前回の計画を改定しました。

わが国では、同日（2025年2月18日）、に世界全体での1.5℃目標と整合的に、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。

改定された地球温暖化対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していきます。地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

当組合においても、庁舎への太陽光発電の導入を進めることを始めとして、地球温暖化対策に率先して取り組んでいくために「地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

### 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に

策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

当組合の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 3 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成 30 年度とし、計画期間を令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間とします。

目標年度については、令和 10 年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4 対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行う全ての事務及び事業全般とします。ただし、災害発生時及びこれに付随したやむを得ない場合については対象から除外するものとします。

#### ▼対象施設

| 《消防部局》                                                                                                                                                 | 《事務部局》                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 消防本部</li><li>・ 伊予消防署</li><li>・ 中山出張所</li><li>・ 双海出張所</li><li>・ 松前消防署</li><li>・ 砥部消防署</li><li>・ 広田出張所</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 聖浄苑（火葬場）</li></ul> |

### 5 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、温対法第 2 条第 3 項では 7 種類の温室効果ガスを対象としています。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐に渡るため算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

### 6 計画で用いる排出係数等について

本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を使用し、事務及び業務に伴うエネルギー使用量に排出係数を乗じることにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を算定します。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 基準年度の温室効果ガス排出量

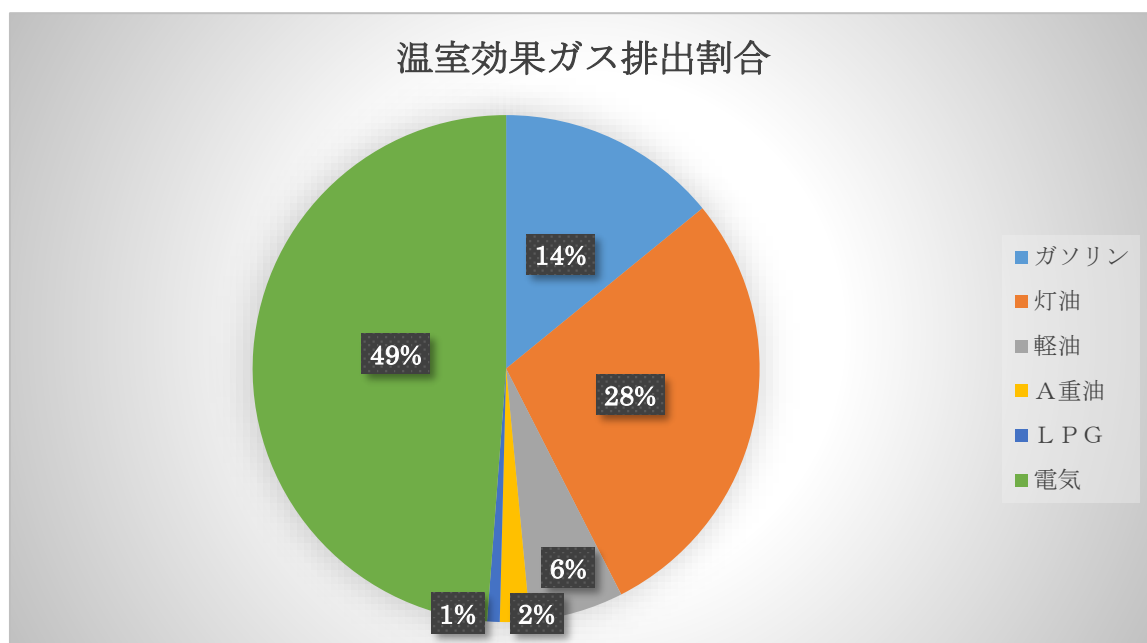
基準年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、以下の算定方法を用いることとします。

〔算定方法：温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量＝各燃料使用量×排出係数〕

| 調査項目          |       | 単位             | 年度使用量   | 排出係数  | 温室効果ガス排出量<br>(単位：kg) | 割合<br>(%) |
|---------------|-------|----------------|---------|-------|----------------------|-----------|
| 燃料<br>使用<br>量 | ガソリン  | L              | 35,498  | 2.32  | 82,355               | 14.1      |
|               | 灯油    | L              | 66,540  | 2.49  | 165,685              | 28.4      |
|               | 軽油    | L              | 13,513  | 2.58  | 34,864               | 6.0       |
|               | A重油   | L              | 4,000   | 2.71  | 10,840               | 1.9       |
|               | L P G | m <sup>3</sup> | 1,568   | 3.00  | 4,704                | 0.8       |
| 電気使用量         |       | kwh            | 549,983 | 0.518 | 284,891              | 48.8      |
| 温室効果ガス総排出量    |       |                |         |       | 583,339              |           |

## 2 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の温室効果ガスの排出要因を電気と燃料の使用で分けると電気の使用によるものが48.8%を占め、残りの51.2%が灯油やガソリンといった燃料の使用によるものとされています。



## 3 組織別の排出状況

組織別の排出状況について、大きく消防部局と事務部局に分けると、消防部局が全体の61.9%、事務部局が38.1%となっています。

また、事務部局の灯油によるものが全体の28.1%を占めていることから、火葬炉での使用による排出量が多いことがわかります。

| 調査項目      | 温室効果ガス排出量<br>(単位：kg) |         |         |
|-----------|----------------------|---------|---------|
|           | 消防部局                 | 事務部局    | 組合合計    |
| ガソリン      | 81,907               | 448     | 82,355  |
| 灯 油       | 1,345                | 164,340 | 165,685 |
| 軽 油       | 34,864               | 0       | 34,864  |
| A重油       | 10,840               | 0       | 10,840  |
| L P G     | 3,810                | 894     | 4,704   |
| 電 気       | 228,563              | 56,328  | 284,891 |
| 合 計       | 361,329              | 222,010 | 583,339 |
| 組織別割合 (%) | 61.9                 | 38.1    | 100     |

#### 4 削減目標

削減目標は平成30年度実績を基準に、計画期間の最終年度である令和10年度の二酸化炭素排出量を10%削減することを目指します。

| 年 度             | 温室効果ガス排出量  | 削減の目標 |
|-----------------|------------|-------|
| 平成30年度<br>(基準年) | 583,339 kg | 10%減  |
| 令和10年度<br>(目標年) | 525,005 kg |       |

## 第3章 具体的な取組

### 1 財やサービスの使用に当たっての取組

#### (1) 用紙類の使用

- ・両面印刷、両面コピーにより、紙使用量を削減する。また、大量に印刷する場合は印刷機を使用する。
- ・使用済み封筒は所属間の連絡用などに再利用する。
- ・FAX送信票はできる限り省略する。
- ・ネットワーク及び電子メールの活用により、ペーパーレス化を図る。

#### (2) エネルギーの使用、省エネルギー化

- ・昼休み、時間外勤務、晴天時には消灯を励行する。
- ・定時退庁の一層の推進に伴い照明時間を縮減する。
- ・使用していない機器等の電源をこまめに切る。
- ・空調設備の適切な温度設定を行う。
- ・クールビズやウォームビズを励行する。
- ・LED照明を導入し電力省力化を図る。
- ・太陽光等の再生可能エネルギーを導入し環境負荷低減に配慮する。

#### (3) 公用車の使用

- ・急発進、急加速を控えるなどエコドライブの推進を行う。
- ・緊急走行以外の運行においては、効率的な走行経路を選択し、可能な限り走行距離を少なくする。
- ・近距離の用務には徒歩や自転車を使用する。
- ・荷物の積み下ろし時や待機時のエンジン停止、暖機運転の抑制を励行する。
- ・タイヤ空気圧調整等の適切な車両整備を行う。

#### (4) 水の使用

- ・洗面や食器洗い等では、水の流しっぱなしをやめ節水に努める。
- ・放水訓練時には雨水を有効利用する。

### 2 財やサービスの購入に当たっての取組

#### (1) 物品等の購入

- ・コピー用紙は古紙配合率の高い用紙を購入する。
- ・簡易包装された商品や詰替可能な製品及びリサイクル可能なものを優先的に購入する。
- ・事務用品等については、エコマーク、グリーンマーク等が表示された環境への負加の少ない製品を購入する。

### 3 廃棄に当たっての取組

#### (1) 廃棄物の減量化、リサイクル

- ・適正な在庫管理、調整による物品の計画的な購入に努める。
- ・コピー機及びプリンターの使用済みトナーカートリッジは、業者による回収、資源化を要請する。

### 4 建物（聖浄苑）改築に当たっての取組

#### (1) 省エネルギー化

- ・LED照明を使用し電力省力化を図る。
- ・太陽光等の再生可能エネルギーを導入し環境負荷低減に配慮する。
- ・省エネ技術を取り入れた火葬炉を導入し、使用エネルギーの削減に努める。

## 第4章

### 1 推進体制

「伊予消防等事務組合地球温暖化対策実行計画」の実効性を高める、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を図ります。

#### (1) 推進本部

消防長を本部長、消防次長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。推進本部は、計画の策定並びに実施状況の点検、評価、公表及び見直し等について必要な事項を協議します。

#### (2) 推進担当者

各所属（署、聖浄苑）に1名以上の「推進担当者」を置くこととします。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、その所属等の現状に配慮した取組を進めます。

消防署は署長、聖浄苑は事務局次長を推進担当者とします。

#### (3) 事務局

推進のための事務局を消防本部総務課に置き、推進本部、推進担当者との連絡調整を図ります。また、温室効果ガス排出量調査票の配布及び集計を行い、目標の達成に向けて取組を推進します。

### 2 点検・評価・見直し体制

推進担当者は、各所属における実行計画に基づく取組の実施状況の把握に努め、燃料の使用量とともに事務局に報告します。報告は別添様式1の「温室効果ガス排出量調査票」の提出により行います。

事務局はその結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年1回推進状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### 3 実施状況等の公表

計画を策定または改定したとき及び実施状況を取りまとめたときは、組合ホームページ等に公表するものとします。

(様式1)

温室効果ガス排出量調査票

所属名

令和 年度使用量

|                         | ガソリン<br>(L) | 軽油<br>(L) | 灯油<br>(L) | A重油<br>(L) | LPG<br>(m <sup>3</sup> ) | 電気<br>(kwh) |
|-------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|--------------------------|-------------|
| 4月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 5月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 6月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 7月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 8月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 9月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 10月                     |             |           |           |            |                          |             |
| 11月                     |             |           |           |            |                          |             |
| 12月                     |             |           |           |            |                          |             |
| 1月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 2月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 3月                      |             |           |           |            |                          |             |
| 合計(A)                   |             |           |           |            |                          |             |
| 排出係数(B)                 |             |           |           |            |                          |             |
| CO2排出量(kg)<br>(A) × (B) |             |           |           |            |                          |             |

(注) 1 使用量の入力に際しては、小数点以下を切り捨てた値を入力すること。